

資料編

1 印西市の地域福祉を取り巻く状況

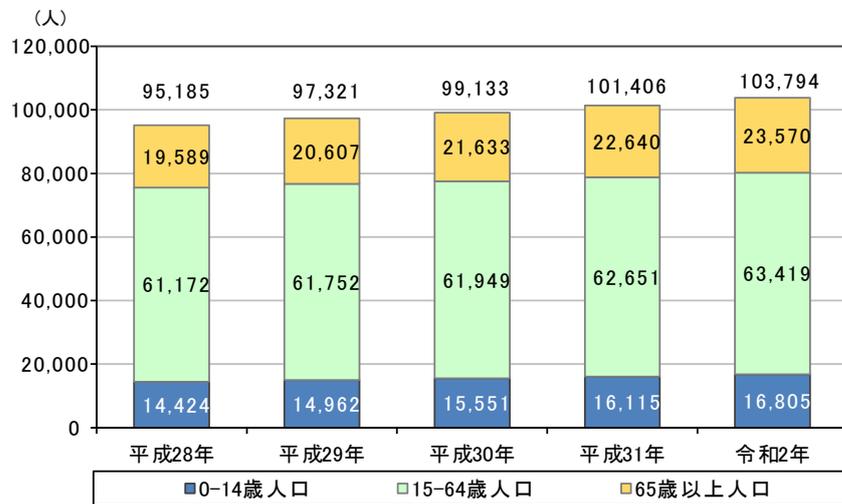
1) 統計データからみる印西市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口等の推移

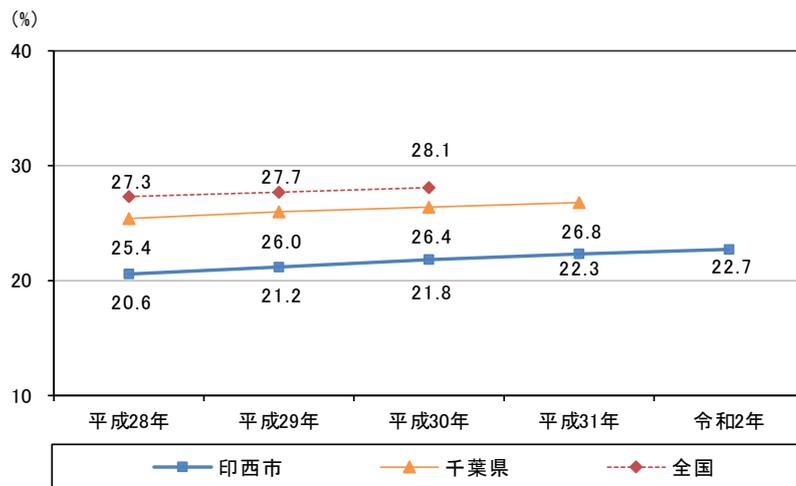
総人口の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年3月31日現在、103,794人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、いずれの人口も増加しており、令和2年には0-14歳の年少人口が16,805人、15-64歳の生産人口が63,419人、65歳以上の高齢者人口が23,570人となっています。

一方、高齢化率の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には22.7%となっています。また、国と県の高齢化率と比較すると、国と県の水準を下回っています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【高齢化率の推移】

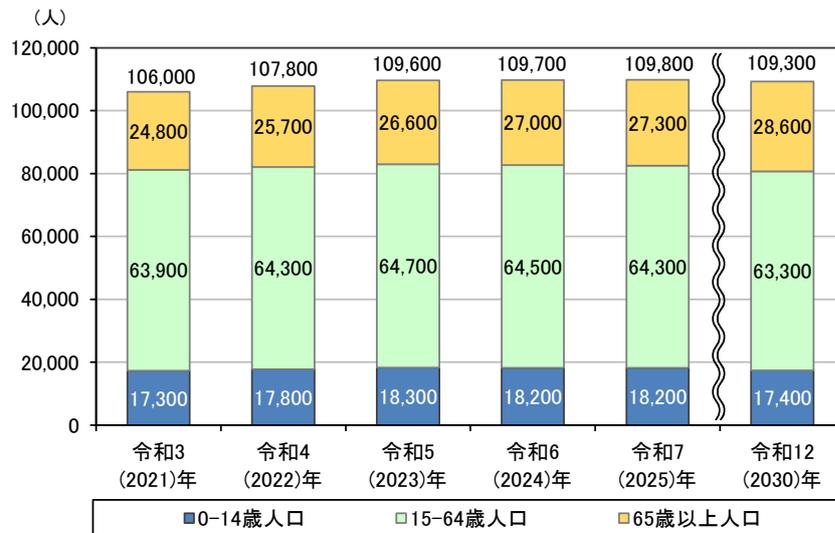


資料：印西市は住民基本台帳（各年3月31日）、千葉県は県統計局（各年4月1日）
全国は総務省統計局（平成29、30年は各年9月15日、その他は各年10月1日）

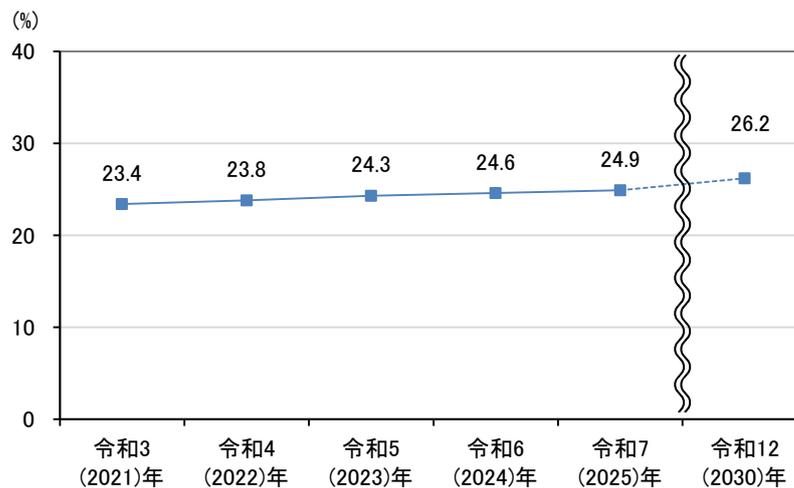
(2) 今後の総人口等の推計

今後の総人口の推計をみると、令和7（2025）年までは増加傾向となっているものの、令和11（2029）年以降減少し、令和12（2030）年には109,300人となることが推測されます。また、年齢3区分別人口の推計をみると、0-14歳の年少人口と15-64歳の生産人口は令和5年をピークに減少または横ばい傾向となる一方、65歳以上の高齢者人口は、増加傾向が続き、令和12（2030）年に28,600人となり、高齢化率は26.2%となることが推測されます。

【今後の総人口と年齢3区分別人口の推計】



【今後の高齢化率の推計】



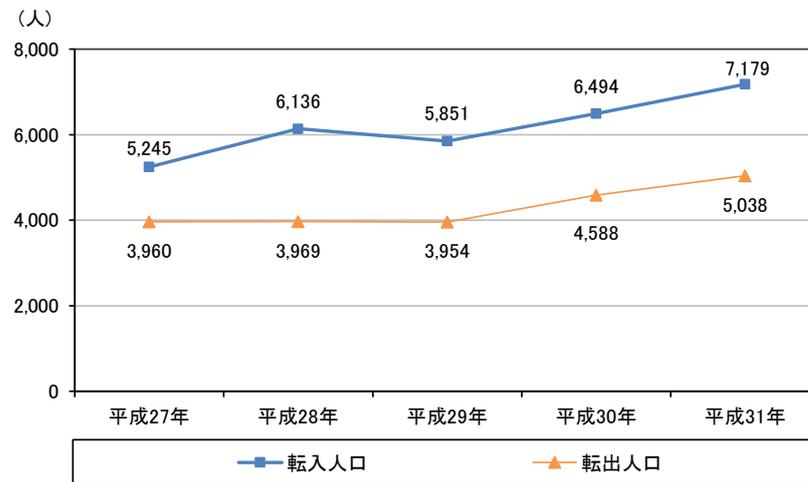
資料：「印西市総合計画」

※今後の総人口等の推計にあたっては、住民基本台帳（平成30年10月1日時点）の年齢5歳階級別・男女別人口をもとにしています。また、推計方法としては、過去の人口の移動率や子ども女性比率等の傾向から将来人口を推計する「コーホート要因法」を用いました。

(3) 社会動態人口（転入・転出）の推移

社会動態人口（転入・転出）の推移をみると、いずれの年も転入が転出を上回っています。また、平成31年には、転入人口（7,179人）と転出人口（5,038人）がともに、過去5年間で最も多くなっていると同時に、転入が転出を2,000人以上上回っています。

【社会動態人口（転入・転出）の推移】

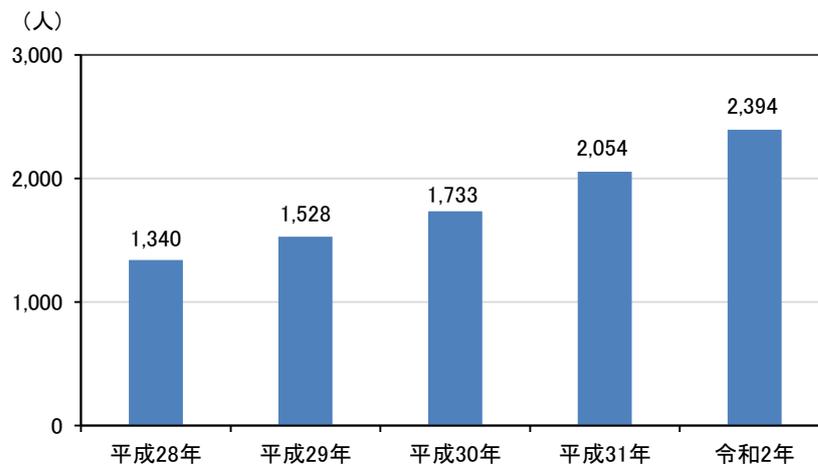


資料：千葉県毎月常住人口調査（各年の数値は、前年1月1日～12月31日）

(4) 外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には2,394人（平成28年比1,054人増）となっています。

【外国人人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

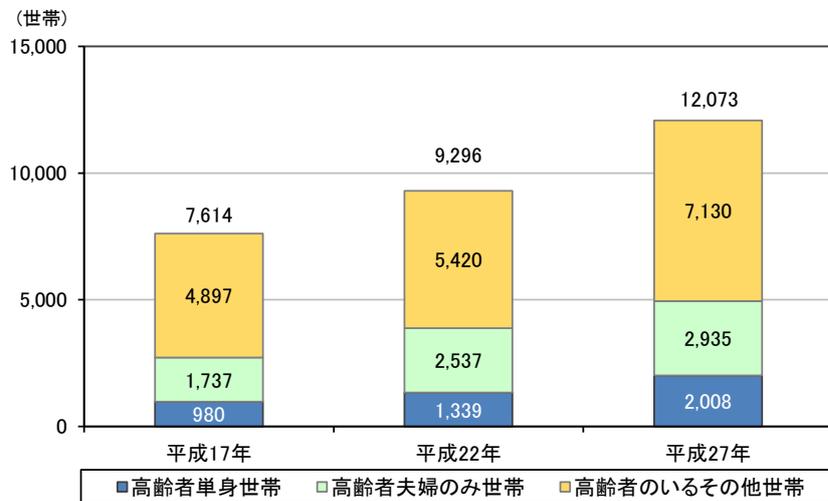
(5) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数全体の推移をみると、増加傾向がみられ、平成27年には12,073世帯(平成17年比4,459世帯増/一般世帯に占める構成比37.1%)となっています。

また、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦のみ世帯数の推移をみると、共に増加傾向がみられ、平成27年には高齢者単身世帯が2,008世帯(同比1,028世帯増/同構成比6.2%)、高齢者夫婦のみ世帯が2,935世帯(同比1,198世帯増/同構成比9.0%)となっています。

さらに、高齢者のいる世帯における一般世帯に占める構成比について、国と県の構成比と比較すると、高齢者のいる世帯構成比をはじめ、いずれの世帯構成比も国と県の水準を下回っています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



【高齢者のいる世帯における一般世帯に占める構成比の推移】

| | | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|---------------|-------|-------|-------|
| 印西市 | 高齢者のいる世帯 (%) | 29.6 | 31.4 | 37.1 |
| | 高齢者夫婦のみ世帯 (%) | 6.7 | 8.6 | 9.0 |
| | 高齢者単身世帯 (%) | 3.8 | 4.5 | 6.2 |
| 千葉県 | 高齢者のいる世帯 (%) | 30.8 | 34.8 | 39.4 |
| | 高齢者夫婦のみ世帯 (%) | 9.0 | 10.7 | 12.5 |
| | 高齢者単身世帯 (%) | 5.9 | 7.6 | 9.9 |
| 全国 | 高齢者のいる世帯 (%) | 35.1 | 37.2 | 40.7 |
| | 高齢者夫婦のみ世帯 (%) | 9.7 | 10.6 | 12.0 |
| | 高齢者単身世帯 (%) | 7.9 | 9.2 | 11.1 |

資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和元年には 3,093 人となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移(第1号被保険者)】

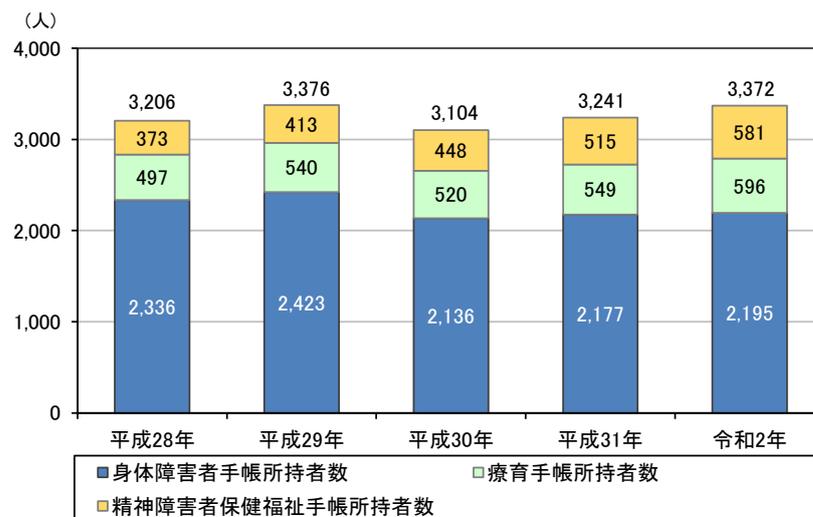


資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日）

(7) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の手帳所持者数では、平成29年の3,376人をピークに平成30年には減少がみられたものの、平成31年には再び増加に転じ、令和2年には3,372人となっています。また、障害者手帳の種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しているとともに、療育手帳所持者数が令和2年に596人と過去5年間で最も多くなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年1月31日）

(8) 保育園・幼稚園の園児数の推移

保育園の園児数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年度には2,426人となっています。

幼稚園の園児数の推移をみると、平成31年度以降減少しており、令和2年度には1,561人となっています。

【保育園・幼稚園の園児数の推移】

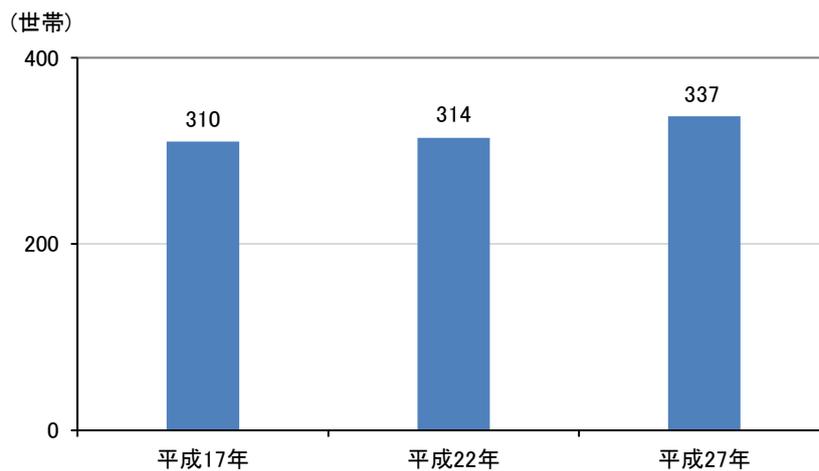


資料：保育課（各年度4月1日）

(9) 父子・母子世帯数の推移

父子・母子世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、平成27年には337世帯となっています。

【父子・母子世帯数の推移】



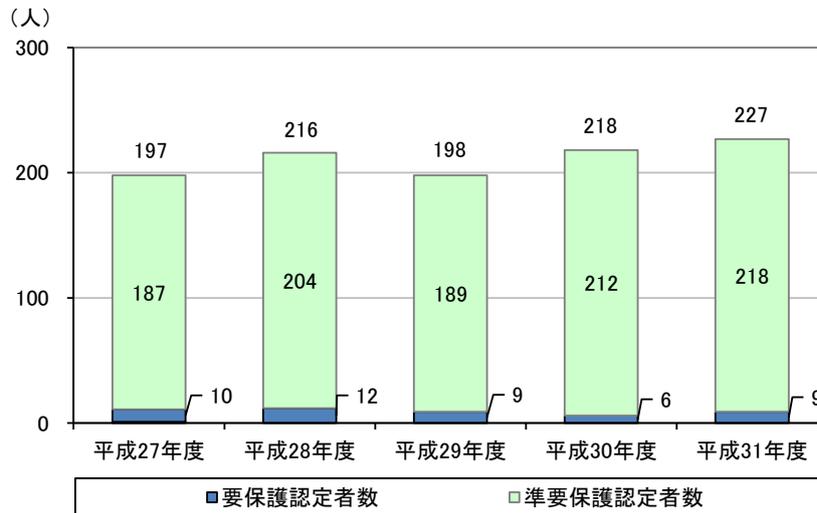
資料：国勢調査（各年10月1日）

(10) 就学援助の認定者数の推移

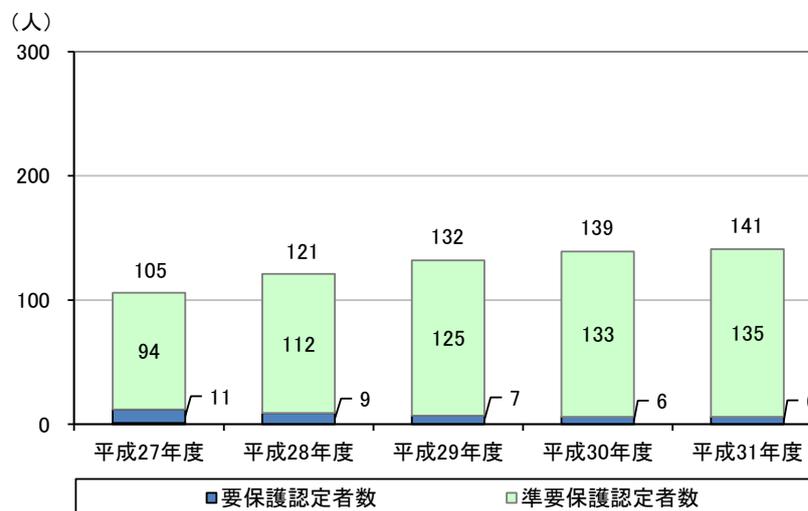
小学校就学援助の認定者数の推移をみると、平成30年度以降増加傾向がみられ、平成31年度には227人となっています。

中学校就学援助の認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、平成31年度には141人となっています。

【小学校就学援助の認定者数の推移】



【中学校就学援助の認定者数の推移】



資料：学務課（各年度3月31日）

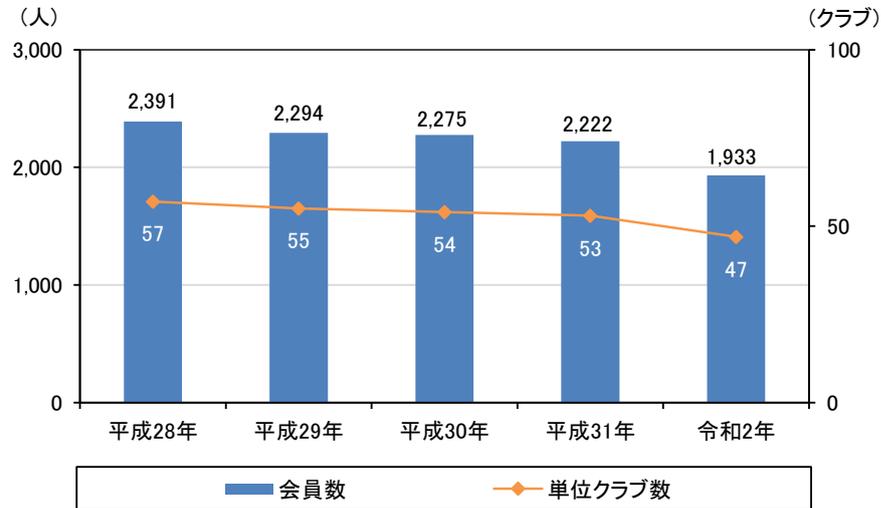
※要保護：生活保護法に規定する要保護世帯に属する児童・生徒

準要保護：生活保護法要保護者に準ずる程度に困窮している世帯に属する児童・生徒

(11) 高齢者クラブの単位クラブ数等の推移

高齢者クラブの状況をみると、単位クラブ数と会員数は共に減少傾向がみられ、令和2年には単位クラブ数が47クラブ、会員数が1,933人となっています。

【高齢者クラブの単位クラブ数と会員数の推移】

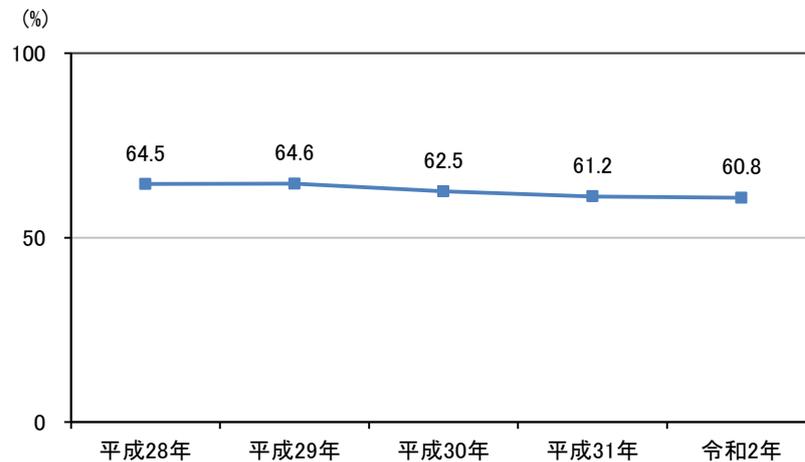


資料：印西市社会福祉協議会（各年4月1日）

(12) 町内会等の加入率の推移

町内会等の加入率の推移をみると、平成30年以降減少しており、令和2年には60.8%となっています。

【町内会等の加入率の推移】

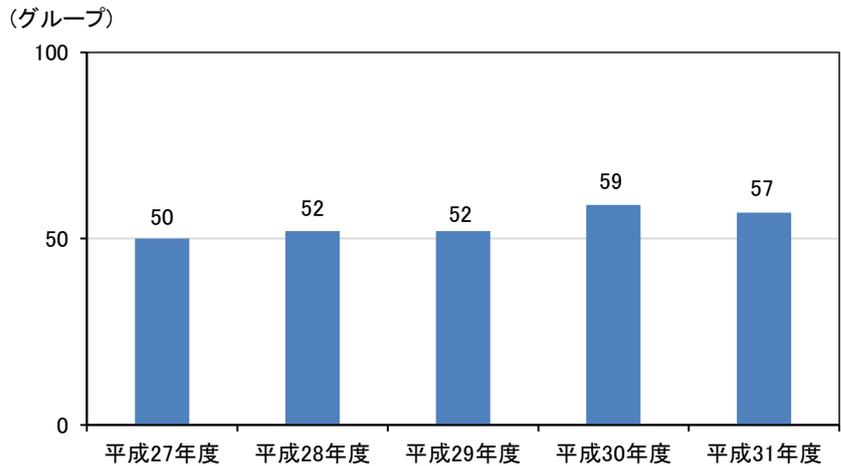


資料：市民活動推進課（各年4月1日）

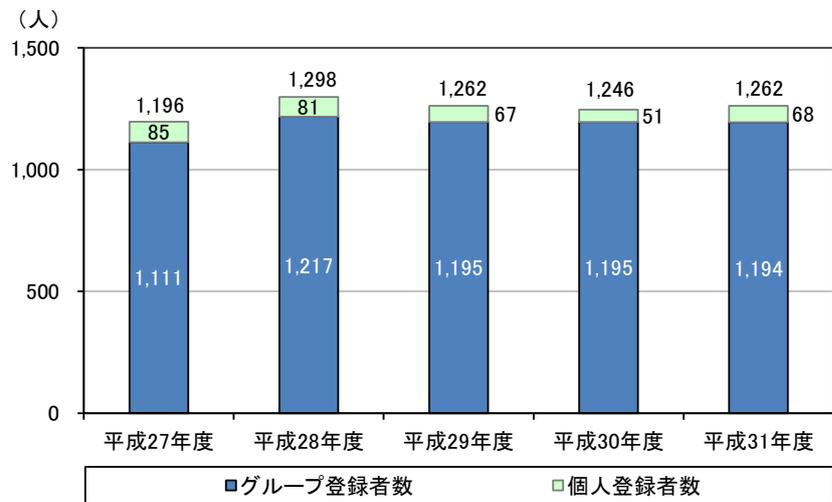
(13) ボランティア登録数等の推移

印西市社会福祉協議会で把握しているボランティア登録数の推移をみると、単位グループ数では、平成30年度には59グループまで増加したものの、平成31年度には57グループとなっています。また、登録者数では、平成28年度をピークに減少傾向となっていますが、平成31年度には1,262人となっています。

【単位グループ数の推移】



【登録者数の推移】

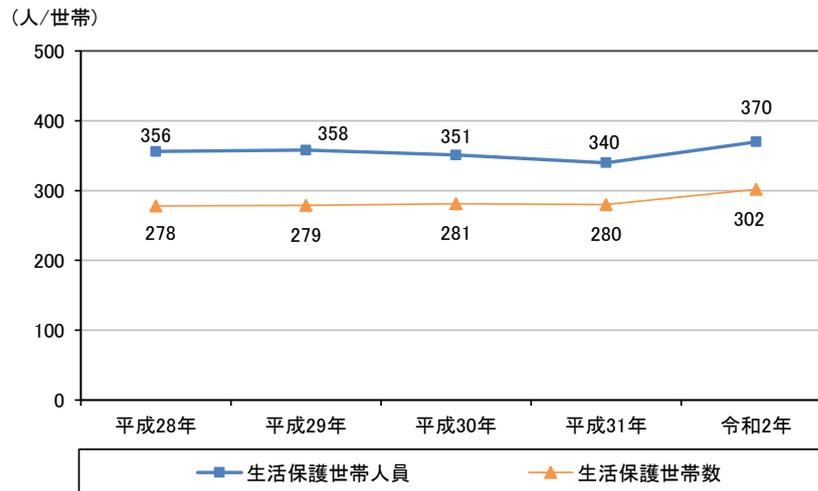


資料：印西市社会福祉協議会（各年度3月31日）

(14) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数をみると、平成31年までは280世帯前後で推移していましたが、令和2年には302世帯と、過去5年間で最も多くなっています。また、世帯人員をみると、平成30年以降減少傾向となっていました。令和2年には370人と、過去5年間で最も多くなっています。

【生活保護世帯数と世帯人員の推移】



資料：社会福祉課（各年4月30日）

2) アンケート調査からみる印西市の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の調査を実施しました。

① 市民アンケート調査

- 調査対象者：印西市在住の18歳以上の方（無作為抽出）
- 調査期間：令和元年10月7日～10月22日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 回収結果：配付数3,000件、有効回収数1,534件、有効回収率51.1%

② 団体アンケート調査

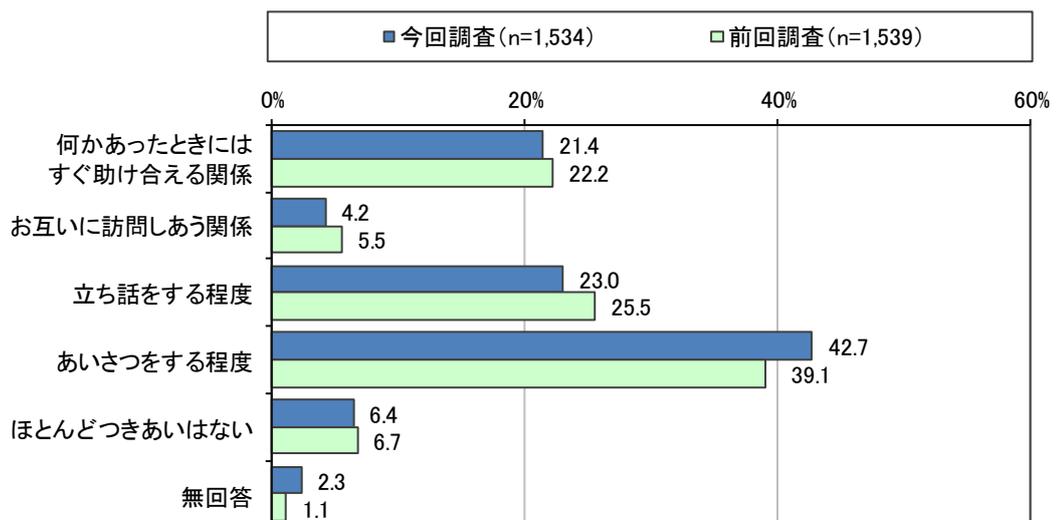
- 調査対象者：民生委員・児童委員、社会福祉協議会支部
- 調査期間：令和元年10月7日～10月22日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 回収結果：配付数148件、有効回収数118件、有効回収率79.7%

(2) アンケート調査結果の概要

① 隣近所とのつきあいについて

「あいさつをする程度」が42.7%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が23.0%、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が21.4%となっています。
前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

【隣近所とのつきあいについて(市民/単数回答)】



② 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて

市民と団体の上位5項目は、同じ項目が挙げられていますが、市民では「交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題」(41.4%)が、団体では「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」(68.6%)が最も多くなっています。

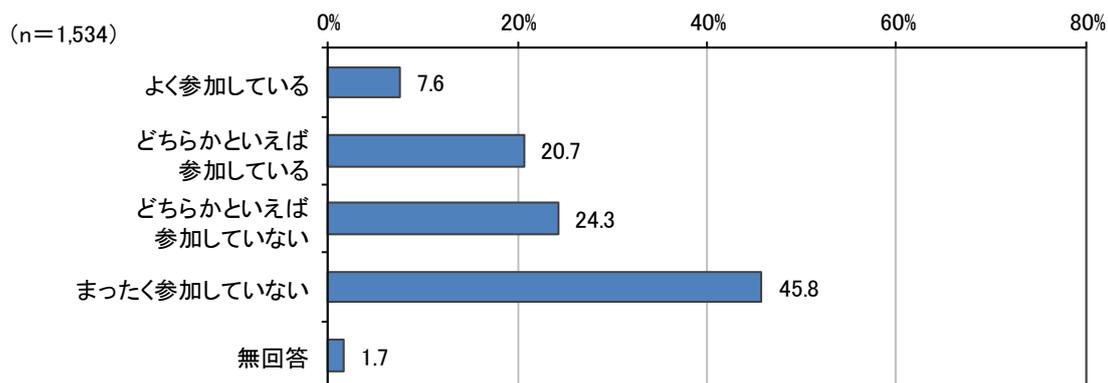
【身近な地域で気になること、問題と感ずることについて(市民・団体上位 10 項目／複数回答)】

| 市民アンケート (n=1, 534) | | 団体アンケート (n=118) | |
|--------------------|--|-----------------|---|
| 1位 | 交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題 41.4% | 1位 | 自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足 68.6% |
| 2位 | 災害等非常時の協力体制が不安 30.3% | 2位 | 災害等非常時の協力体制が不安 64.4% |
| 3位 | 自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足 22.3% | 3位 | 地域の行事や活動に参加する人が少ない 58.5% |
| 4位 | 地域の行事や活動に参加する人が少ない 18.8% | 4位 | 交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題 57.6% |
| 5位 | 近所づきあいが希薄 18.7% | 5位 | 近所づきあいが希薄 39.0% |
| 6位 | 新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない 16.8% | 6位 | 新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない／高齢者の見守りや高齢者世帯への支援が必要と思われるケースがみられる 36.4% |
| 7位 | 高齢者の見守りや高齢者世帯への支援が必要と思われるケースがみられる／防犯・治安・風紀の問題 14.5% | | |
| 9位 | 道ばたや公園のゴミ等、公共空間の管理が行き届いていない 13.8% | 9位 | 道ばたや公園のゴミ等、公共空間の管理が行き届いていない／子どもや高齢者等への虐待やひきこもり等を懸念するケースがみられる 15.3% |
| 10位 | 特にない 13.1% | | |

③ 地域での活動やボランティア活動等への参加状況について

「まったく参加していない」が45.8%と最も多く、「どちらかといえば参加していない」(24.3%)と合わせた“参加していない”は70.1%となっています。反対に、「よく参加している」(7.6%)と「どちらかといえば参加している」(20.7%)を合わせた“参加している”は28.3%となっています。

【地域での活動やボランティア活動等への参加状況について(市民/単数回答)】

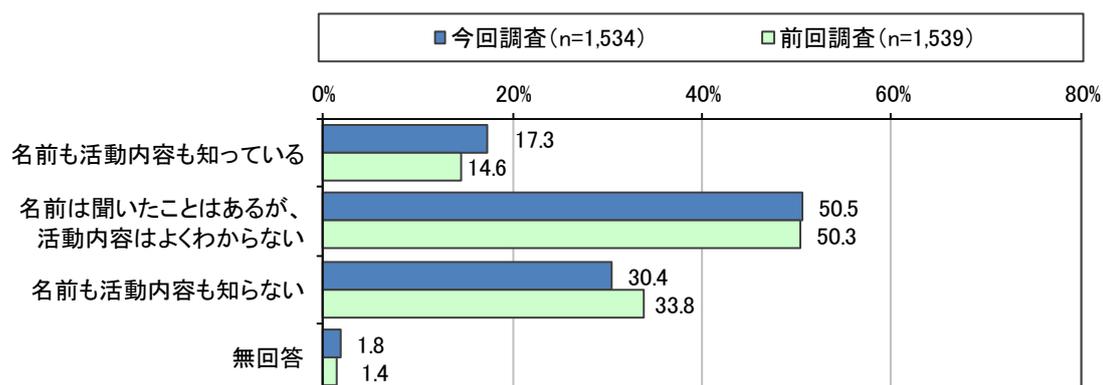


④ 印西市社会福祉協議会の認知状況について

「名前は聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない」が50.5%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」が30.4%、「名前も活動内容も知っている」が17.3%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

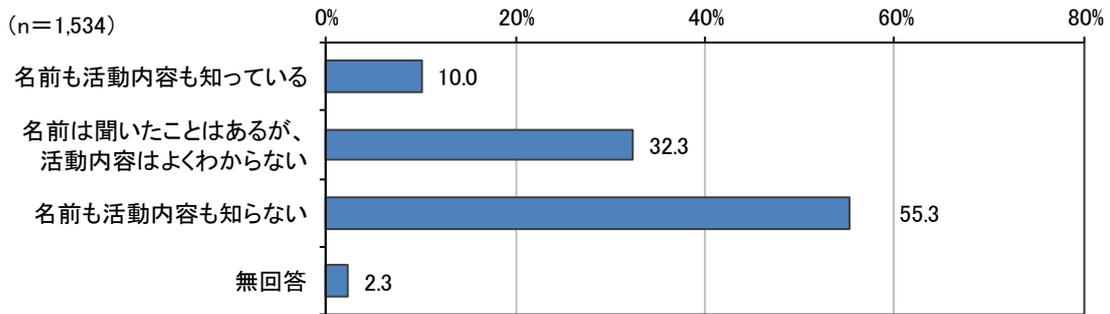
【印西市社会福祉協議会の認知状況について(市民/単数回答)】



⑤ 社会福祉協議会支部の認知状況について

「名前も活動内容も知らない」が55.3%と最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない」が32.3%、「名前も活動内容も知っている」が10.0%となっています。

【社会福祉協議会支部の認知状況について(市民/単数回答)】

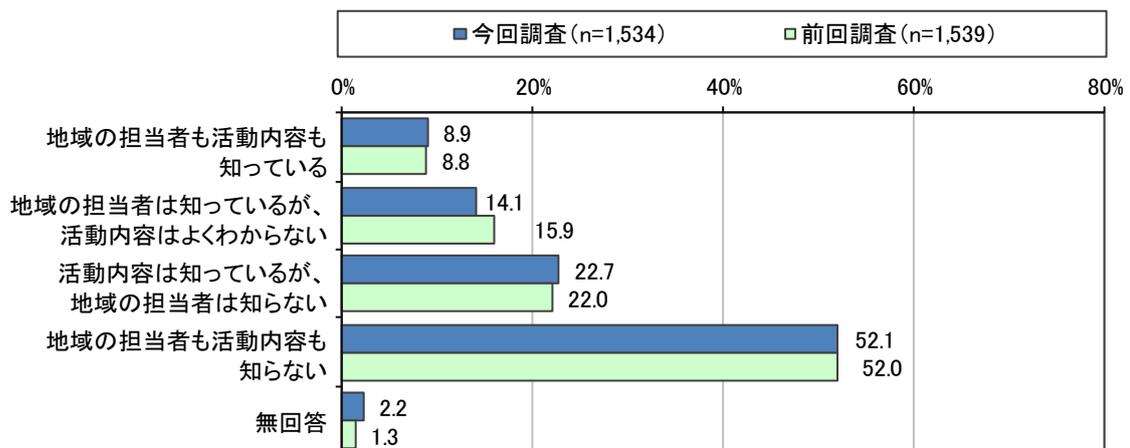


⑥ 民生委員・児童委員の認知状況について

「地域の担当者も活動内容も知らない」が52.1%と最も多く、次いで「活動内容は知っているが、地域の担当者は知らない」が22.7%、「地域の担当者は知っているが、活動内容はよくわからない」が14.1%、「地域の担当者も活動内容も知っている」が8.9%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

【民生委員・児童委員の認知状況について(市民/単数回答)】

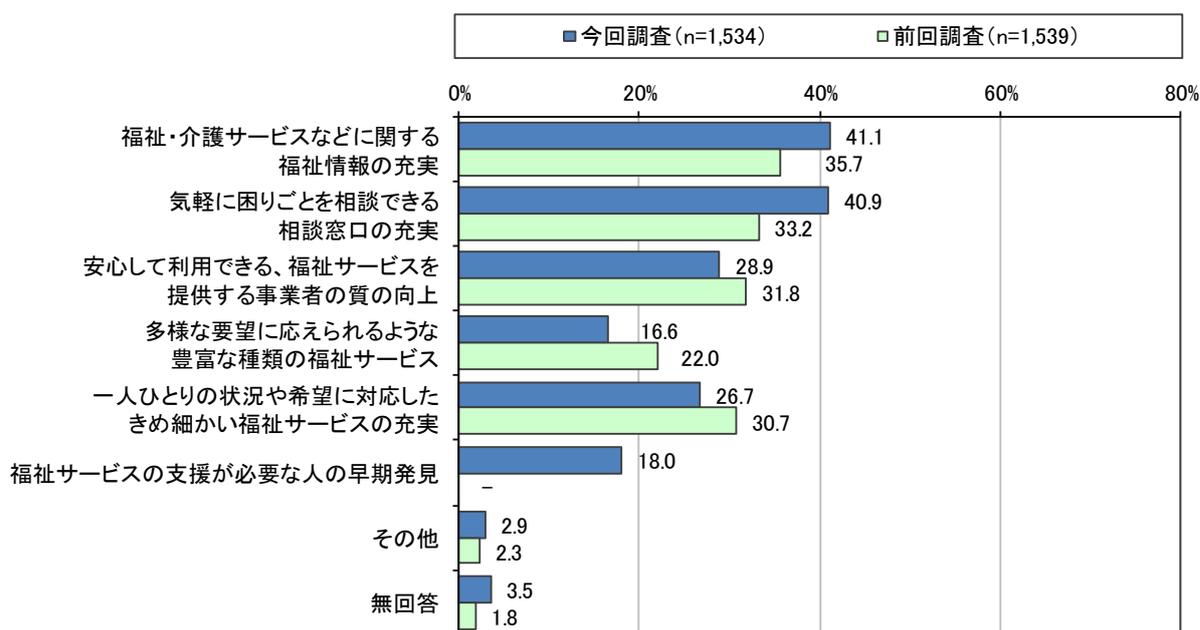


⑦ 市の福祉サービスに関して、必要・重要と思うことについて

「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が41.1%と最も多く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が40.9%、「安心して利用できる、福祉サービスを提供する事業者の質の向上」が28.9%、「一人ひとりの状況や希望に対応したきめ細かい福祉サービスの充実」が26.7%となっています。

前回調査と比較すると、「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が7.7ポイント、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が5.4ポイント前回より多く、反対に「多様な要望に応えられるような豊富な種類の福祉サービス」が5.4ポイント前回より少なくなっています。

【市の福祉サービスに関して、必要・重要と思うことについて(市民／2つまでの複数回答)】



※「福祉サービスの支援が必要な人の早期発見」は、今回調査で追加された選択肢。

⑧ 福祉の取り組みに関する重要度について

福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」を合わせた上位項目をみると、市民では「地域における防犯が充実したまちづくり」が74.4%と最も多く、次いで「地域における防災活動が充実したまちづくり」が73.2%となっています。また団体では、「住民等による見守り活動が充実したまちづくり」が84.8%と最も多く、次いで「地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり」が82.2%となっています。

【福祉の取り組みに関する重要度について

(市民・団体上位5項目／項目別単数回答／数字は、重要度が「高い」と「やや高い」の合計)】

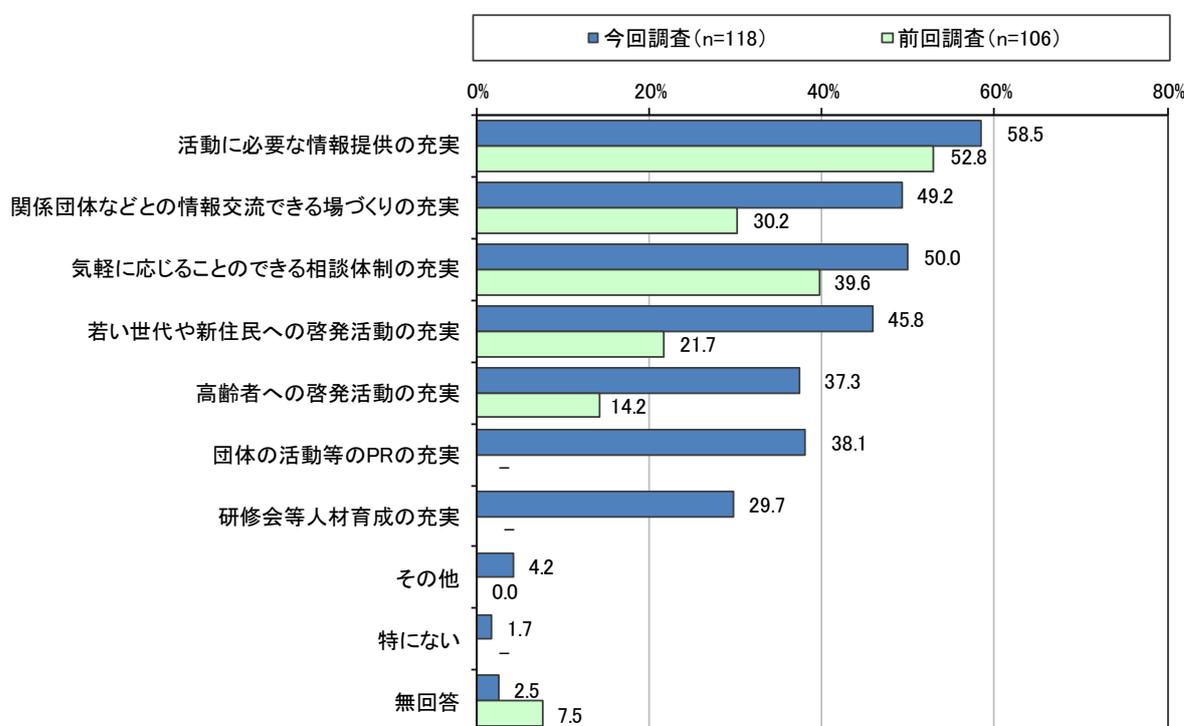
| 市民アンケート (n=1,534) | | 団体アンケート (n=118) | |
|-------------------|---------------------------------|-----------------|--|
| 1位 | 地域における防犯が充実したまちづくり 74.4% | 1位 | 住民等による見守り活動が充実したまちづくり 84.8% |
| 2位 | 地域における防災活動が充実したまちづくり 73.2% | 2位 | 地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり 82.2% |
| 3位 | 外出しやすい環境や支援が充実したまちづくり 72.4% | 3位 | 地域における防災活動が充実したまちづくり 81.3% |
| 4位 | 必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり 72.1% | 4位 | 地域における防犯活動が充実したまちづくり 79.7% |
| 5位 | 地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり 70.8% | 5位 | 必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり／地域の活動や行事が充実したまちづくり 78.8% |

⑨ 地域福祉を推進していく上で、団体として重要と思うことについて

「活動に必要な情報提供の充実」が58.5%と最も多く、次いで「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が50.0%、「関係団体などとの情報交流できる場づくりの充実」が49.2%、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が45.8%となっています。

前回調査と比較すると、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が24.1ポイント、「高齢者への啓発活動の充実」が23.1ポイント、「関係団体などとの情報交流できる場づくりの充実」が19.0ポイント、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が10.4ポイント、「活動に必要な情報提供の充実」が5.7ポイント前回より多くなっています。

【地域福祉を推進していく上で、団体として重要と思うことについて(団体／複数回答)】



※「団体の活動等のPRの充実」と「研修会等人材育成の充実」、「特にない」は、今回調査で追加された選択肢。

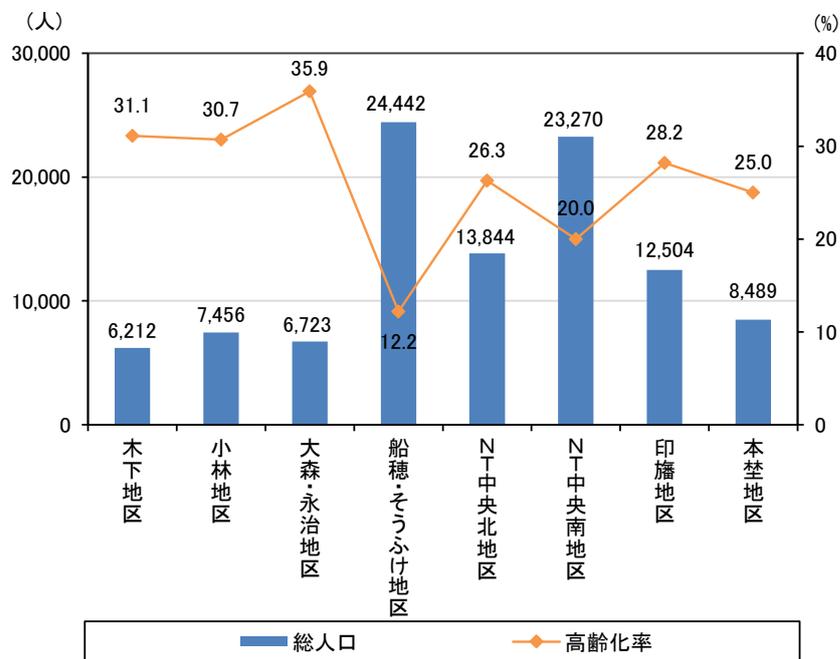
3) 統計データからみる地区別状況

(1) 地区別人口等の現状

地区別人口をみると、船穂・そうふけ地区が24,442人と最も多く、次いでNT（ニュータウン）中央南地区が23,270人と、共に2万人台となっています。また、人口が少ない地区では、木下地区が6,212人と最も少なく、次いで大森・永治地区が6,723人と、共に6千人台となっています。

一方、地区別高齢化率をみると、人口の少ない大森・永治地区が35.9%と最も高く、次いで木下地区が31.1%となっています。反対に高齢化率が低い地区をみると、人口が多い船穂・そうふけ地区が12.2%と最も低く、次いでNT（ニュータウン）中央南地区が20.0%となっています。

【地区別の総人口と高齢化率(令和2年)】



資料：住民基本台帳（令和2年3月31日）

【参考：社会福祉協議会支部エリアマップ】



(2) アンケート調査結果及び地域懇談会実施結果からみた現状

アンケート調査の地区別分析結果とともに、地区別に開催された地域懇談会の実施結果からみた主なポイントは、次のとおりです。

木下地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25年以上」の居住者の割合（62.7%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 地域組織・団体の非加入者の割合（74.0%）が、市全体（63.6%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（56.3%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「行事に誘っても参加してもらえない人がいる」、「声のかけ合いができない」等の課題が挙げられ、「地域福祉とは何かを市民に知ってもらうことを始める」、「自治会・町内会単位で地域福祉に取り組む」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「行政が何をしているかわからない」、「一人暮らしの人とのコミュニケーションをどうとるか」等の課題が挙げられ、「行政との情報の共有を進める」、「一人暮らしの人に、近所で声をかけ合うようにする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「人手が足りない」、「活動内容が知られていない」等の課題が挙げられ、「定期的な交流会を行う」、「サロン等の集まる場所をつくる」等の意見が出ました。

小林地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25年以上」の居住者の割合（62.8%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 地域活動やボランティア活動の参加者の割合（39.5%）が、市全体（28.3%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（58.1%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「困っている人がどのような内容で困っているのかを知る」、「自治会・町内会メンバーが減少している」等の課題が挙げられ、「地域活動の様々な場で困っている内容を把握する」、「地区内の各種団体と連携する」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「高齢者クラブ等に参加できる人とできない人がいる」、「手助けを必要としている人がわからない」等の課題が挙げられ、「自治会・町内会の活動に参加できるような仕組みを作る」、「正しい情報を必要な時に得られるようにする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「年齢の若い人で、活動ができる人が欲しい」、「地域の情報や何に困っているかを集めるにはどうしたら良いかわからない」等の課題が挙げられ、「若い人が来られるように交流会を開く」、「何に困っているか、アンケートをとる」等の意見が出ました。

大森・永治地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25年以上」の居住者の割合（73.3%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（34.3%）が、市全体（21.4%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（43.8%）が最も多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「近隣の交流がない」、「地域の交流行事がない、参加しない」等の課題が挙げられ、「自治会・町内会で話し合えることが大切」、「地域のイベントで、子どもと高齢者が一緒になるようにする」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「若い人の減少で手助けする人がいない」、「ゴミ出しができない」等の課題が挙げられ、「日常から声かけをして、顔の見える関係を作る」、「ゴミ出し等、近所の人ができる手助けをする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「次の担い手が欲しい」、「どのような活動があるのかわからない」等の課題が挙げられ、「若い人を誘う」、「活動の内容を広く知らせる」等の意見が出ました。

船穂・そうふけ地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5年未満」の居住者の割合（29.2%）が、市全体（13.6%）より多くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（49.3%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（30.0%）が最も多いながら、市全体（41.4%）より少なくなっています。また、「ゴミ等の公共空間の管理が不十分」（19.3%）が上位に挙げられているとともに、市全体（13.8%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「ニュータウン地区での住民のつながりが弱い」、「自治会・町内会の負担が大きく、加入者が減少している」等の課題が挙げられ、「会った時にあいさつをする」、「各自治会・町内会への働きかけ、啓蒙の工夫をする」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「行政の活動について、わからないところが多い」等の課題が挙げられ、「行政に関する情報提供を行う」、「行政と自治会・町内会が密接に交流し、地域の情報収集や問題点の把握をする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「担い手がいない」、「サークル等の参加メンバーが固定してしまう」等の課題が挙げられ、「新しく引っ越してきた人に声かけをする」、「気軽に参加できるよう、開放的にする」等の意見が出ました。

ニュータウン中央北地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（48.7%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（35.0%）が最も多くなっています。また、次いで多い「自治会・町内会役員や福祉のなり手不足」（33.0%）が、市全体（22.3%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「地域の問題点の発見」、「地域で活用しやすい情報の提供が必要」等の課題が挙げられ、「社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、高齢者クラブ等で行っている取り組みと連携する」、「ホームページや広報紙を充実させる」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「ゴミ出しについて、方法等を伝える」、「集会所等の行事へ誘う」、「高齢者クラブで手助けを行う」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「共働きの多い地域性から、ボランティア活動ができる時間がない」、「自治会・町内会の福祉ボランティアに関心がない」等の課題が挙げられ、「無理なく手伝いができる活動にする」、「災害のことを考える機会をつくることで、参加意欲を高める」等の意見が出ました。

ニュータウン中央南地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（52.9%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（39.1%）が最も多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域住民と行政との連携に向けては、「住民が何をして行政が何をするのかの、役割分担を明確にする必要がある」、「住民活動を具体的に支援する仕組みが必要」等の課題が挙げられ、「地域と行政の話し合いの場を作る」、「地域でお助け隊を結成する」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「活動拠点の設置が必要」、「行政による、現場の後押しが必要」等の課題が挙げられ、「4～5人で集まって談笑したり、困りごとの相談をしたりできる場所をつくる」、「ボランティアグループ同士での交流や情報共有を行う」、「行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ等のネットワークを形成する」等の意見が出ました。

印旛地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（33.2%）が、市全体（21.4%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移手段・買物弱者の問題」（48.8%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「ご近所同士の交流・情報交換が必要」、「ボランティアの高齢化」等の課題が挙げられ、「無料で集まれる場所の確保」、「福祉活動についての教育を子どもの時から行う」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「近所付き合いの大切さを理解してもらうにはどうすべきか」、「地域の自治会と民生委員・児童委員との関係はどうすべきか」等の課題が挙げられ、「近隣住民、民生委員・児童委員との情報共有・連携」、「地域での活動を広め、高齢者の参加を促す」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「福祉ボランティアへの関心が薄い」、「活動の中心になる人がいない」等の課題が挙げられ、「ボランティアは難しくないということを知らせる」、「活動のリーダー等を育成する」等の意見が出ました。

本埜地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「20～25年未満」の居住者の割合（26.3%）が、市全体（12.1%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移手段・買物弱者の問題」（51.1%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。また、次いで多い「災害等非常時の協力体制が不安」（38.3%）も、市全体（30.3%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「情報が入ってこない人、まったく孤独で人との接触がない人等がいる」、「参加意欲を高める取り組みや、誘い方の工夫が必要」等の課題が挙げられ、「昼間独居の高齢者等の洗い出し」、「世代を超えた地区の交流」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「市からの情報が伝わりにくい」、「住民と行政の間に窓口がないと連携しづらい」等の課題が挙げられ、「行政と地域との定期的な交流、懇談会等の開催」、「地域ケア会議を活用する」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「ボランティアを集めることが大変」、「活動を知らない人が多い」等の課題が挙げられ、「ボランティアへの協力（参加）の呼びかけを情報発信する」、「共働き家庭の人に対し、土日のボランティアへの参加を促進」等の意見が出ました。

4) 第3次計画の取り組み状況

※実績値で、元号が記載されていない項目は、すべて令和元年の数字です。

(1) 地域福祉を推進する意識啓発等について

| | |
|------|--|
| 主な実績 | <p>○地域福祉計画の理念や地域福祉活動計画の実践の普及においては、市のホームページ、広報紙等を通じた計画書の周知や、関係団体等への配布を実施。</p> <p>○市民の心のバリアフリーについての理解の浸透においては、障がいのある人に向けたショッピングセンターでの講演会（おしごと応援フェア）やアートフェス（障害者作品展）の開催をはじめ、いんざい福祉まつりの開催（参加者数：485人）、夏休みボランティア体験の実施（延べ参加者数：48人）、小学校の福祉体験学習への講師派遣等を行う。</p> |
| 主な課題 | <p>○地域福祉計画の理念や地域福祉活動計画の実践の普及においては、市民への周知が十分とは言えないことから、様々な機会をとらえた計画の周知強化や社会福祉協議会の認知向上等が必要。</p> <p>○市民の心のバリアフリーについての理解の浸透においては、障がいのある人の生活、就労、活動について市民に理解を促すための啓発が必要。</p> |

(2) 地域コミュニティづくりや市民交流について

| | |
|------|--|
| 主な実績 | <p>○地域でのあいさつ、声かけの促進においては、社会福祉協議会支部による安全パトロールや小学校との交流事業、ふれあいサロン等を通じた地域でのあいさつや声かけ等を実施。</p> <p>○町内会等への支援においては、町内会等未組織地域の設立の相談等の支援とともに、転入者への加入促進パンフレットの配布や町内会等への加入促進に関する広報紙への掲載等を実施。</p> <p>○小中学生や高齢者とのふれあい交流においては、社会福祉協議会支部によるふれあい交流会を実施。</p> <p>○市民同士の交流機会づくりにおいては、学校における地域の人たちによる歴史や文化に関する講話等を実施。</p> <p>○各種イベント行事においては、公民館・中央駅前地域交流館まつりをはじめ、いんざい産業まつり（参加団体数：67団体、来場者数：約13,400人）、いんざい福祉まつり、スポーツフェス（平成30年延べ来場者数：4,580人）、ニュースポーツ教室、ら・ら・らスポーツ祭を実施。</p> |
| 主な課題 | <p>○町内会等への支援においては、少子高齢化の進展に伴い、町内会等の役割の重要性が増していることから、地域の中で助け合い支え合える環境をつくっていくことが必要。</p> <p>○各種イベント行事においては、スポーツ行事では、互いに支え合う地域コミュニティづくりに向け、市民への新たな意識啓発のあり方の検討が必要。また、いんざい産業まつりでは、開催場所の検討とともに、ふるさとまつりと共同開催の検討が必要。</p> <p>※地域福祉計画推進委員会からは、高齢者とニュータウン地区に多く住む若い住民とのライフスタイルの違いが課題という声が挙がっています。</p> |

(3) 地域福祉を推進する担い手育成と活動団体への支援について

| | |
|-------------|--|
| <p>主な実績</p> | <p>○ボランティア養成の講座等においては、精神障がい理解促進講座（年3回）をはじめ、生活支援サポーター養成講座（年1回、受講者数：17人）、市民フォーラム「ともに支え合う地域づくり」（参加者数：70人）、住民ワークショップ、音訳ボランティア養成講座、夏休みボランティア体験プログラム（延べ参加者数：48人）、ボランティア体験等の講座等を実施。</p> <p>○「いんざい健康ちょきん運動」においては、出前講座（受講者数：143人）やサポーター養成講座（受講者数：31人）をはじめ、地域包括支援センターと共に活動の後方支援活動等を実施。</p> <p>○福祉の担い手育成に向けた啓発においては、市内の中学2年生を対象とした学校教育での老人ホーム等の職場体験をはじめ、「認知症サポーター養成講座」（小学生向け、高校生向け、一般市民向け、企業向け等）、障がいのある人との交流体験等を実施。</p> <p>○市民活動の支援においては、市民活動支援センターのホームページや広報紙「だんご通信」、メールマガジン等による広報活動をはじめ、コーディネーターの配置やボランティア活動のしおり作成等のボランティアセンターの機能強化、市民活動支援センター等による活動の場の提供、市民活動だんごまつり、ボランティア連絡協議会による交流会等を実施。</p> |
| <p>主な課題</p> | <p>○ボランティア養成の講座等においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【精神障がい理解促進講座】 ボランティアを担う人材育成に加え、精神疾患についての理解促進と普及啓発を含めた展開。</p> <p>【高齢者等に向けたボランティア養成】 市民のニーズを把握していくとともに、共に支え合う地域づくりに対する意欲を継続する支援。</p> <p>【読み聞かせボランティア】 読み聞かせボランティアの確保。</p> <p>【社会福祉協議会のボランティア養成等の活動】 ボランティアとしての参加者の減少。</p> <p>○「いんざい健康ちょきん運動」においては、各圏域の地域包括支援センターや関係組織との連携による新規立ち上げグループの拡大が必要。また、新規入会者や支援が必要な参加者へのフォロー等、参加者同士が支え合える体制づくりが必要。</p> <p>○福祉の担い手育成に向けた啓発においては、認知症サポーター養成では、成人対象の養成が増えていないことから、今後はより広い世代での養成を図ることとともに、認知症サポーター数の拡大に向け、講座の講師役となる人材育成が必要。</p> <p>○市民活動の支援においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【市民活動の広報支援】 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を含む多様な媒体を活用した情報発信。</p> <p>【市民活動の交流等の支援】 発表場所の不足。</p> <p>【ボランティアセンター】 社会福祉協議会やボランティアセンターの周知不足。</p> <p>※地域福祉計画推進委員会からは、地域活動に対する取り組み姿勢の差が課題という声が挙がっています。</p> |

(4) 地域での支援ネットワーク体制について

| | |
|-------------|--|
| <p>主な実績</p> | <p>○地域総合支援ネットワークの検討においては、小域圏を社会福祉協議会支部単位として活動拠点を整備し、ネットワークをつなげていけるかを検討。また、第2層協議体開催に向けた市民フォーラム（参加者数：70人）、ワークショップの開催等を実施。</p> <p>○地域の見守りネットワークづくり等においては、民生委員・児童委員が見守り活動や支援に必要な情報把握を行うとともに、民生委員・児童委員に高齢者の名簿を提供し、独居・高齢者世帯の訪問を依頼。また、小学校の下校時の安全パトロールや関係事業者と地域の見守りに関する協定の締結等を実施。さらに、令和元年12月の一斉改選に向け、民生委員・児童委員を各地区に適正に配置し、活動しやすい環境をつくるため、定数の見直しと地区割り変更を実施。</p> |
| <p>主な課題</p> | <p>○地域総合支援ネットワークの検討においては、地域の課題解決力の向上が図れるよう、社会福祉協議会支部をはじめ、自治会、ボランティアコーディネーター等の連携のあり方の検討が必要。また、社会福祉協議会支部の拠点整備とともに、分野横断的に相談から支援までスムーズに取り組むことができるよう、社会福祉協議会の体制強化が必要。</p> <p>○地域の見守りネットワークづくりにおいては、見守り強化に向けた他ネットワークとの連携強化とともに、地域の福祉課題や支援を必要としている人を市民が発見した後の情報提供先等の検討が必要。また、民生委員・児童委員の欠員地区における人員の確保が課題。</p> |

(5) 支援が必要な人への相談支援について

| | |
|-------------|--|
| <p>主な実績</p> | <p>○地域包括支援センター等の相談支援においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【高齢者対象】 包括支援係及び地域包括支援センターで相談支援を実施（相談件数：3,914件）。</p> <p>【子育て家庭対象】 子育て世代包括支援センターの設置に向け、県主催の研修会への参加や健康増進課との検討会議等を実施するとともに、令和2年度に子育て世代包括支援センター（基本型）を子育て支援課内に設置し、健康増進課と連携を密にすることで、子育て支援施策と母子保健施策の包括的な支援を行うことにより、妊産婦や乳幼児、保護者等に対し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築。</p> <p>○専門機関の相互連携による相談支援においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【障がいのある人対象】 障がい福祉課に専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士）を配置し相談支援を行うとともに、障がい福祉の総合相談の委託先と連携し、相談のケース対応を実施。</p> <p>【子育て家庭対象】 家庭相談員を配置し相談支援を行うとともに、乳児家庭全戸訪問による乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施。</p> <p>【その他】 市民の健康相談をはじめ、弁護士や人権擁護委員等による相談、外国人市民に対する相談等を実施。</p> |
|-------------|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>主な課題</p> | <p>○令和6年度中の供用開始を予定している「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設」への総合相談窓口の設置に向けた体制整備等が必要。また、各センターや中核機関と連携した、包括的支援体制のあり方についての検討が必要。</p> <p>○地域包括支援センター等の相談支援においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【地域包括支援センター】 相談件数、困難ケース等において、圏域により差が生じている。</p> <p>【子育て世代包括支援センター】 令和6年度中の供用開始を予定している「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設」への設置にあたり、子ども家庭総合支援拠点と一体的な整備を検討する必要がある。</p> <p>○専門機関の相互連携による相談支援においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【子育て家庭対象】 養育支援訪問事業対象者の選定や利用頻度、利用期間の決定における適切な対応。</p> <p>【弁護士等の相談】 相談希望者の増加と相談内容の多様化に対応する予約方法の検討。</p> <p>【外国人市民に対する相談】 外国人が安心して、必要な相談・支援を受けることができる体制づくり。</p> |
|-------------|---|

(6) 困難を抱える人への相談・支援体制について

| | |
|-------------|---|
| <p>主な実績</p> | <p>○虐待・暴力防止のためのネットワークづくり等においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【高齢者対象】 高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会や虐待ケース検討会をはじめ、特別養護老人ホームや通所介護事業所との連絡会の開催等を実施。</p> <p>【障がいのある人対象】 いんば障害者相談センター（障がい者虐待防止センター委託先）と連携した虐待のケース対応を実施。</p> <p>【子育て家庭対象】 子ども虐待防止対策協議会を開催し、関係機関等と連携を図り、要保護児童の早期発見及び適切な保護を行った。</p> <p>○暴力・虐待被害に対する関係機関との連携においては、民生委員・児童委員による見守り活動を通じた情報収集をはじめ、警察、医療機関、行政機関と連携し、被害情報の収集とそのケース対応等に取り組む。また、カウンセラーによる女性の悩み相談（年間開催回数：24回）を実施。</p> <p>○経済的自立支援においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【生活困窮者対象】 専門員を増員し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施。</p> <p>【ひとり親家庭対象】 母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な各種相談支援を実施。</p> |
|-------------|---|

| | |
|-------------|--|
| <p>主な課題</p> | <p>○虐待・暴力防止のためのネットワークづくり等においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【高齢者対象】 多様化する家族状況に対応できる関係機関との連携強化とともに、地域包括支援センターでの相談対応能力の向上や相談先としての周知強化。</p> <p>【障がいのある人対象】 早期の対応ができる関係機関との情報共有。</p> <p>【子育て家庭対象】 増加傾向にある児童虐待に対応した、専門性のある人員の確保。</p> <p>○暴力・虐待被害に対する関係機関との連携においては、地域への見守り活動や情報収集とともに、関係機関等の連携や情報共有が必要。</p> <p>○経済的自立支援においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【生活困窮者対象】 自立相談支援事業者の休業日等の緊急の連絡に対応するあり方の検討。</p> <p>【ひとり親家庭対象】 母子・父子自立支援員の相談業務における質の向上。</p> <p>【複合的な問題を抱える生活困窮者等への支援】 関連する分野を横断的に連携する支援体制づくりの検討。</p> |
|-------------|--|

(7) 福祉サービスについて

| | |
|-------------|---|
| <p>主な実績</p> | <p>○福祉サービス等の情報提供においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【高齢者対象】 地域包括支援センターや高齢者福祉課のしおり等について、広報紙やホームページへの掲載、チラシ配布等を実施。</p> <p>【障がいのある人対象】 障がい福祉のしおりやメンタルヘルスガイドブック等を作成するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を実施。</p> <p>【子育て家庭対象】 子育て関連情報等のホームページ掲載をはじめ、子育てガイドやパパ手帳等の配布を実施。</p> <p>○サービス事業者と連携した対応においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【高齢者対象】 特別養護老人ホーム連絡会や通所介護事業連絡会を定期開催し、情報提供・意見交換を実施。また、サービス事業者と共同で研修会を実施。いんばケアマネネットワークを支援。</p> <p>【障がいのある人対象】 サービス提供が円滑に進むよう事業所と連携し、個々のケースに合わせた支援を実施。</p> <p>【子育て家庭対象】 子育てヘルプサービスを実施の際に、事業者と同行して利用者の面談を実施。</p> <p>○サービス提供の質の向上においては、主に以下の項目を実施。</p> <p>【高齢者対象】 「印西市内デイサービスのごあんない」の内容を見直し、令和元年度版を発行するとともに、個別や圏域のケア会議等を開催。</p> <p>【障がいのある人対象】 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービスの提供やサービス利用計画作成の支援を実施。</p> <p>【子育て家庭対象】 一時的に援助を必要とする子育て世帯に対しヘルパー派遣を実施。</p> |
|-------------|---|

| | |
|------|--|
| 主な課題 | <p>○福祉サービス等の情報提供においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【高齢者対象】 必要なサービスを選択して利用できるよう、随時のホームページの更新と関係機関と連携した周知方法の検討。</p> <p>【障がいのある人対象】 潜在的な情報取得困難者の把握。</p> <p>【子育て家庭対象】 パパ手帳の内容の充実と、公立施設に限らない、ホームページでの幅広い情報発信。</p> <p>○サービス事業者と連携した対応においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【高齢者対象】 行政やサービス提供事業所、医療機関等の相互理解と連携強化。</p> <p>【障がいのある人対象】 利用者の急増やニーズの多様化等に対応するサービスの質と供給量の充実。</p> <p>【子育て家庭対象】事業者との連携によるサービス提供の充実。</p> <p>○サービス提供の質の向上においては、主に以下の項目が課題。</p> <p>【高齢者対象】 介護職員自身のサービス提供の質の向上ための情報の整理や更新。</p> <p>【障がいのある人対象】 サービス等の支給量の決定について、より一層の公平性・透明性の確保。</p> |
|------|--|

(8) 権利擁護について

| | |
|------|--|
| 主な実績 | ○成年後見制度の推進においては、社会福祉協議会への委託事業として、成年後見相談会（開催回数：11回、相談件数：14件）をはじめ、一般市民向け講演会や出前講座等を実施。また、成年後見の市長申立てが適切に行われるよう、福祉部各課等と支援方針・受任調整会議を実施。 |
| 主な課題 | ○成年後見制度の推進においては、福祉部各課と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりが必要。また、市長申立てが必要なケースについて検討したり、適切な後見人候補者の選任をする受任調整機能が確立していないことが課題。さらに、成年後見制度の認知度が低いことから、市民向け講演会の周知強化が必要。 |

(9) 防犯について

| | |
|------|---|
| 主な実績 | <p>○防犯意識の高揚においては、市民安全情報の配信（年間配信回数：29回）とともに、高齢者を中心とした防犯講話（年間開催回数：14回）を実施。</p> <p>○防犯施設の整備においては、既設防犯灯をLEDへ交換する（設置数：1,100台）とともに、自治会・町内会からの要望をもとに防犯灯の新設（設置数：83台）を実施。</p> |
| 主な課題 | <p>○防犯意識の高揚においては、関心のない市民に対し情報を十分に浸透させることが困難であることから、より興味をもっていただくよう情報提供のあり方の検討が必要。</p> <p>○防犯施設の整備においては、住宅地の開発等が続いている中、自治会・町内会からの要望を受けた防犯灯の整備とともに、小林駅南口駅前広場の整備の進捗状況をみながら、防犯カメラの設置を進めることが必要。</p> |

(10) 防災について

| | |
|-------------|---|
| <p>主な実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者避難支援計画の見直し及び避難行動要支援者の把握と見守りの強化においては、関係課担当者を集めての会議を開催。また、民生委員・児童委員が行う実態調査及び見守り活動を継続するとともに、民間社会福祉施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結。 ○避難行動要支援者台帳の作成と周知においては、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の検討を関係各課と協議を実施。 ○地域支援者への避難支援体制においては、自主防災組織への設置助成（助成件数：4件）や活動に対する助成（助成団体数：68団体）とともに、自主防災組織のリーダー研修会等を実施。 ○防災意識の啓発においては、市民への総合防災ブック・ハザードマップの配布や出前講座等による防災意識向上、多言語版総合防災ブックの配布等を実施。 |
| <p>主な課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○要援護者避難支援計画の見直し及び避難行動要支援者の把握と見守りの強化においては、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供と、個々の具体的な避難計画の作成が必要。また、見守りの方策等について、民生委員・児童委員及び関係部署との協議が必要。 ○避難行動要支援者台帳の作成と周知においては、対象者の把握やその後の管理について、対象者数が多いことから専用のシステム導入が必要。 ○災害発生時における避難支援体制の整備を図るため、地域の互助、共助の重要性の周知が必要。 ○防災意識の啓発においては、地域防災計画の改定、令和2年度からハザードマップや総合防災ブック等の見直しを行い、全戸配布の予定。また、多言語版総合防災ブック等について、初期作成から5年経過していることから、見直しが必要。 |

(11) 暮らしやすい環境づくりについて

| | |
|-------------|--|
| <p>主な実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化の推進においては、歩道を含む市道等の道路整備や公園のバリアフリー化を実施。 ○市内バス公共交通においては、ふれあいバスの見直しの基礎となる地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査とともに、交通不便地域である師戸地区と本埜第二小学校周辺地域について、実証運行と運行の改善等を実施。 ○移動困難者への移送サービスにおいては、申請のあった対象者（障がいのある人）に対する移動支援（延べ利用者数：1,988人）や福祉タクシー事業（利用者数：959人）の実施とともに、高齢者ふれあいバス無償化事業の実施に向けた、関係課と協議を実施。 |
| <p>主な課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○移動困難者への移送サービスにおいては、移動困難者の移動手段の確保のため、引き続き移動手段の充実を検討するとともに、移動サービス等の周知に努めることが必要。 |

2 計画の策定経過

| 開催日時 | 会議・市民参加手続等 | 主な内容 |
|-------------------------|-------------------------|--|
| 令和元年 8月26日 | 第1回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画について ■地域福祉計画の策定に係るアンケート調査について |
| 10月7日 ～22日 | 市民・団体アンケート 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ■印西市地域福祉に関する市民・団体アンケート |
| 10月11日 | 第1回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画について ■地域福祉計画の策定に係るアンケート調査について |
| 12月6日 | 第2回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■印西市の現状及び課題となる視点について ■地域懇談会について |
| 令和2年 1月7日～ 2月26日 | 地域懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ■市内8地区の各地区会場で実施 |
| 3月11日 | 第2回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ■アンケート調査結果からみえる印西市地域福祉の課題について |
| 3月12日 | 第3回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■アンケート調査結果からみえる印西市地域福祉の課題について |
| 6月26日 | 第3回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画骨子案について |
| 7月21日 | 第4回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画骨子案について |
| 9月18日 | 第4回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画素案（印西市成年後見制度利用促進基本計画含む）について |
| 9月29日 | 第5回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画素案（印西市成年後見制度利用促進基本計画含む）について |
| 11月10日 | 第5回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画素案（印西市成年後見制度利用促進基本計画含む）について |
| 11月24日 | 第6回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■第4次印西市地域福祉計画素案（印西市成年後見制度利用促進基本計画含む）について |
| 12月17日 ～令和3年 1月7日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ■結果：市民コメント13件 |
| 1月18日 | 第7回印西市地域福祉 計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの実施結果について ■第4次印西市地域福祉計画最終案（印西市成年後見制度利用促進基本計画含む）について |

3 印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市の地域福祉計画の策定をするにあたり、地域住民及び専門家等の意見を十分反映させるため、印西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、委員会の会議の招集に代えて、書面により委員の意見を求めることができる。

2 委員長は、前項の規定による会議の結果を書面により委員に報告するものとする。

(部会の設置)

第8条 委員会に具体的事項の検討のため、部会を設置することができる。

2 部会で検討した事項は、委員会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月5日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。

4 印西市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 委員区分 | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----------------|--------|---------------------------|------|
| 市民の代表者 | 山野 幸子 | 公募委員 | |
| 学識経験を有する者 | 松山 毅 | 学校法人順天堂 順天堂大学 先任准教授 | 委員長 |
| 社会福祉を目的とする事業者 | 近藤 幸一郎 | 社会福祉法人 印西市社会福祉協議会 事務局長 | |
| | 三島木 健 | 社会福祉法人 秋桜会 理事長 | |
| 社会福祉に関する活動を行う者 | 吉野 康夫 | 印西市民生委員児童委員協議会 代表 | 副委員長 |
| | 中村 智恵子 | 印西市社会福祉協議会 木下支部 | |
| | 山口 茂 | 印西市社会福祉協議会 小林支部 | |
| | 渡邊 勝久 | 印西市社会福祉協議会 大森・永治支部 | |
| | 岩本 清 | 印西市社会福祉協議会 船穂・そうふけ支部 | |
| | 本田 薫 | 印西市社会福祉協議会 ニュータウン中央北支部 | |
| | 山下 順三 | 印西市社会福祉協議会 ニュータウン中央南支部 | |
| | 関野 庄悦 | 印西市社会福祉協議会 印旛支部 | |
| | 小林 久男 | 印西市社会福祉協議会 本埜支部 | |

5 印西市地域福祉計画策定庁内検討会設置要領

印西市地域福祉計画策定庁内検討会設置要領

(設置)

第1条 印西市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、印西市地域福祉計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調査の実施に係る検討を行うこと。
- (2) 計画の策定に係る検討を行うこと。
- (3) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 福祉部社会福祉課長
- (2) 福祉部高齢者福祉課長
- (3) 福祉部障がい福祉課長
- (4) 健康子ども部子育て支援課長
- (5) 健康子ども部保育課長
- (6) 健康子ども部健康増進課長

2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は福祉部社会福祉課長を、副会長には福祉部障がい福祉課長をもって充てる。

3 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第5条 委員が、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめその者が指名した所属職員を代理者として出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年12月27日から施行する。

6 用語解説

【ア行】

■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用サービスの総称です。

■ NPO

Non-Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間組織のことです。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された組織を「NPO法人」といいます。

【カ行】

■ 介護保険制度

寝たきり、認知症などの高齢者が増加する中で、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行されました。

■ 協議体（第1層・第2層）

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターをはじめ、民間企業やNPO法人、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等、多様なサービス提供主体が参画し、定期的な情報の共有や連携強化の場として中核となるネットワークのことです。

自治体の規模や状況に合わせて、1～3層構造で展開されることが考えられており、そのうち生活支援体制整備事業は第1層・第2層にあたります。第1層は市町村全域、第2層は日常生活区域（中学校区域等）を対象とし、第2層は第1層の一部であるといえます。

■ 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することです。

■ 権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障がいのある人等の「その人らしく、住み慣れた地域で生き生きと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ることです。

■ 高齢者虐待防止ネットワーク

地域住民や民生委員等が中心となり、虐待の早期発見や虐待の防止、見守り機能を担うネットワークのことです。

■ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップの子育て支援拠点のことです。

【サ行】

■ サロン（ふれあいサロン）

地域の中で仲間づくりや世代間交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことです。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動です。

■ 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体のことです。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されています。

■ 社会福祉協議会支部

地域の実情に応じた福祉活動を推進するために、市内には各地域を活動範囲とする8つの社会福祉協議会支部があります。

■ 市民後見人

親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、研修等により後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を備え、社会貢献として意欲的に本人の利益のために誠実に諸活動を行います。

■ 人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間の人たちで、市民から人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、人権について関心をもってもらえるよう啓発活動を行う人たちのことです。

■ 市長申立て

物事を判断する能力が十分ではない人であって、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、本人の権利を守る援助者がいない等の理由で、申立てができない場合に、市長が本人や親族に代わって後見開始等審判の申立てを行うことです。

■ 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

■ 生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者の自立支援のために、生活に困っている人や社会的孤立等で悩んでいる人の相談を行う窓口です。

■ 成年後見制度

判断能力が不十分な人たちの法的、経済的な権利を守るため家庭裁判所より選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に、本人に代わって契約を行う、取り消す等の権利を与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

【夕行】

■ ダブルケア

子育てと介護が同時期に発生する等、家族や親族等の複数のケアに携わることです。

■ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

■ 地域コミュニティ

共に生きるという考え方のもと、一人ひとりの個性が尊重され、様々な形でお互いを支え合う地域社会のことです。

■ 地域ケア会議

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議のことです。

■ 地域包括ケアシステム

高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制」のことです。

■ 地域包括支援センター

高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるように、必要な相談支援を行う地域の総合相談窓口のことです。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、市や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティア等と協力しながら様々な相談に対応しています。

■ DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略で、家庭内暴力と直訳されますが、一般的には家庭内だけではなく親密な関係における男女間での暴力行為をいいます。身体的暴力に限らず、心理的な暴力や経済的な暴力、言葉の暴力等も含まれます。

■ 出前講座

市民の希望に応じて市職員を講師として派遣し、市の仕事の内容等の説明を通じ、市民の学習活動を支援する事業です。

【ナ行】

■ 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けて、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。

■ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことで、厚生労働省が、障がいのある人の自立と社会参加を目指す理念として掲げています。

【八行】

■ ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図のことです。

■ 8050問題

「80代の親と50代の子」という意味で、「8050問題」とは、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護等で支援につながらないまま孤立、困窮してしまう問題のことです。多様な課題を抱えていることが多く、社会的問題となっています。

■ バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することです。段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁や文化・情報面の障壁、意識上の障壁等、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

■ パブリックコメント

行政制度や行政計画の新設や変更の際に原案を公表し、住民からの意見を求め政策に反映させる制度です。

■ 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人等、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な人のことです。

■ 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が福祉施設・事業所と契約を締結し、サービスの内容や事業者の経営、組織マネジメントの力等を評価し、結果を公表することです。

■ 福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のことです。

■ ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加する人、もしくは行為そのもののことをいいます。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合があります。

■ ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、支援を必要としている人への橋渡しをはじめ、情報提供や活動に関する相談、各種ボランティア養成講座、研修等によるボランティア育成等を行っています。

【マ行】

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、それぞれの地域において、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている人たちで、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。民生委員の委嘱は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦する人を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣によって委嘱されます。

【ヤ行】

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。



第4次印西市地域福祉計画

令和3年3月

発行：印西市 編集：印西市福祉部社会福祉課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2
TEL：0476-33-4513 FAX：0476-42-0381
E-mail：syafukuka@city.inzai.chiba.jp
URL：http://www.city.inzai.lg.jp



印西市 HP
